

## ツール・ド・とちぎ2018開催に伴う交通規制

「ツール・ド・とちぎ」とは、栃木県全域を舞台として、3月23日(金)～25日(日)の3日間3ステージで行われる、国際自転車競技連盟公認のロードレース大会です。

大田原市は3月25日(日)に実施される第3ステージのコースの一部として設定され、レース選手団が本市を通過するため、市内の一部道路が最大1時間程度通行止めとなる予定です。ご不便をおかけします。



平成 30 年度

問申健康政策課

東 1 階

TEL (23) 8975

## 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

■平成 30 年度の対象者は、4 月 1 日から新たに下表に該当する方です。対象となる方には、4 月上旬にお知らせと予診票をお送りします。(黄色の封筒です。)

●接種期間…4 月 1 日(日)～平成 31 年 3 月 31 日(日)

●自己負担額…4,100 円(接種費用 7,700 円のうち、3,600 円を市が助成)

●受け方…予診票を持参の上、直接医療機関で接種を受けてください。なお、予約が必要な場合があります。(医療機関は、対象者に送付するお知らせをご覧ください。)

■4 月からの平成 30 年度高齢者の肺炎球菌感染症定期接種対象者

※過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス NP)を受けたことがある方を除きます。

対象者	生年月日
65 歳となる方	昭和 28 年 4 月 2 日生まれ～昭和 29 年 4 月 1 日生まれ
70 歳となる方	昭和 23 年 4 月 2 日生まれ～昭和 24 年 4 月 1 日生まれ
75 歳となる方	昭和 18 年 4 月 2 日生まれ～昭和 19 年 4 月 1 日生まれ
80 歳となる方	昭和 13 年 4 月 2 日生まれ～昭和 14 年 4 月 1 日生まれ
85 歳となる方	昭和 8 年 4 月 2 日生まれ～昭和 9 年 4 月 1 日生まれ
90 歳となる方	昭和 3 年 4 月 2 日生まれ～昭和 4 年 4 月 1 日生まれ
95 歳となる方	大正 12 年 4 月 2 日生まれ～大正 13 年 4 月 1 日生まれ
100 歳となる方	大正 7 年 4 月 2 日生まれ～大正 8 年 4 月 1 日生まれ

① 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳 1 級の交付を受けている方)

※平成 30 年度までは各年度中に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方および①の方が対象になります。また、これらの対象とならない方で、次の 1～3 に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(3,600 円)が受けられます。

1. 70 歳以上

2. 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス NP)を受けてから 5 年以上経過している、もしくは接種を受けたことがない

3. 過去にこの費用助成を受けていない

大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。(健康政策課(庁舎東別館)・黒羽支所・湯津上支所・両郷出張所・須賀川出張所のいずれかにお問い合わせください。)

■平成 29 年度対象者の接種期限は、平成 30 年 3 月 31 日(土)までです。

現在 65 歳以上の方が定期接種の対象となるのは、平成 26 年度～平成 30 年度までの間に 1 人 1 回です。現在の制度では、定期接種の対象となる年度内に接種しない場合にも、今後再び対象となることはありません。

●対象者…平成 29 年度の対象者の方には、平成 29 年 4 月上旬にお知らせと予診票をお送りしています。(青色の封筒です。)また、今年度対象となる方の生年月日は、広報おたわら 10 月号の 8 ページでご確認いただくか健康政策課までお問い合わせください。

※予診票が見当たらない場合には、健康政策課で再発行します。ただし、再発行には申請書の提出が必要となり、また申請から数日後の発送となりますので、早めにお手続きください。

3 月 1 日～7 日は「子ども予防接種週間」です

## お子さまの予防接種はお済みですか

「子ども予防接種週間」は、予防接種に対する関心を高めてもらい、接種率の向上を図る目的で設けられた週間です。予防接種により、ワクチンで防げる病気から子どもたちを守ることができます。お子さんの母子健康手帳を確認し、まだ受けていない場合は受けるようにしましょう。特に、4 月から入園、入学を控えているお子さんは、接種漏れがないようにご注意ください。なお、受ける場合は、かかりつけの医療機関に予約してから受けましょう。

※法定外の予防接種は、一部助成となります。

問健康政策課 東 1 階 TEL (23) 8975